

公告

無人航空機（ドローン）賃貸借について次のとおり一般競争に付します。
令和6年12月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

無人航空機（ドローン）賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年1月16日（木曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA, A

(2) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092-641-4141 内線2244

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

本公告上において令和7年1月9日（木曜日）午後5時45分まで掲載する。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和7年1月16日（木曜日） 午後5時45分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着のこと。）によるものとする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年1月17日（金曜日） 午前10時30分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

10 落札者がいる場合の措置

開札をした場合において落札者がいる場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第145条第3項各号に掲げるもの）を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

入札保証保険契約は、見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の保険金額とし、保険契約方式は定額補償に限る。なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とする。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税込みの金額）の100分の

10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の中に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札日の日付がないもの又は日付に誤りのある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成をする。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (3) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」(契約書に添付)の提出を要する。
- (4) その他詳細は入札説明書による。

無人航空機（ドローン）賃貸借 ＜入札説明書＞

別添資料

- 仕様書
- 質問受付実施要領
- 入札書（様式）及び記載例
- 委任状（様式）及び記載例
- 契約書（案）
- 証約書（案）
- 入札書作成時の注意事項
- 入札及び開札参加心得書
- 入札保証金等についてのお願い

入札説明書

この入札説明書は、福岡県が発注する無人航空機（ドローン）の賃貸借に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出すること。なお、当該仕様等について疑義がある場合は、下記6に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和6年12月24日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

無人航空機（ドローン）賃貸借

(2) 賃貸借期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間

(3) 納入場所

指定場所

3 契約内容

別添「仕様書」のとおり

4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

5 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年1月16日（木曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 4の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA, A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

6 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2244

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問については、「質問受付実施要領」により行う。

10 入札

入札に参加する者は、入札書を持参（ただし、県の休日には受領しない。）

又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着のこと。）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(1) 入札書の提出場所

6の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年1月16日（木曜日）午後5時45分

(3) 入札金額は、調達物品の本体価格ほか、輸送費、保険料、関税等、納入に関する一切の費用を含めた額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人が入札する場合は、委任状を入札書とともに提出すること。

なお、入札書に入札者（代表者）の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならぬ。

(5) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年1月17日（金曜日）開封《無人航空機（ドローン）賃貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならぬ。

書留郵便により提出する場合は、上述の封筒を更に別の封筒に入れ、再度封かんし、かつ封筒の表に「入札書在中」を朱書きすること。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線を引いておかなければならぬ。ただし、金額部分については、訂正を認めない。

(7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならぬ。

(9) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部 入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和7年1月17日（金曜日）午前10時30分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

12 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第145条第3項各号に掲げるもの）を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

入札保証保険契約は、見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の保険金額とし、保険契約は定額補償方式に限る。なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とする。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札日の日付のないもの又は日付に誤りのある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止

期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。) 及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (4) 本入札執行については、地方自治法、同法施行令及び福岡県財務規則の定めるところによる。

入札（見積）仕様書

規格、品質等は下記、および見本のとおりですから熟観のうえ、入札（見積）して下さい。

記

請求先	会計課	納入場所	鑑識課	契約履行期限	令和12年3月31日
品 名		規 格	数量 (単位)	備 考	
1	無人航空機（ドローン）賃貸借		60 か月		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合 計					

参 考

- 1 別添「仕様書」及び別表1「賃貸借物件一覧表」のとおり
- 2 賃貸借期間及び入札価格について
 - (1) 賃貸借期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日（60か月間）とする。
 - (2) 搬入、調整費、回収費を含んで見積もること。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、5年間の総額で見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

令和 6 年度

仕様書

件名 無人航空機（ドローン）賃貸借

1 総則

本仕様書は、使用者が調達する無人航空機（ドローン）（以下「ドローン」という。）の機体について適用するものである。

2 品名・数量等

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 無人航空機（Skydio 社 Skydio X10） | 1式 |
| (2) 無人航空機（Parrot 社 Anafi Ai） | 2式 |
| (3) 付属品 | 1式 |

※ 内訳の詳細は別紙1参照

3 貸借期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 納入期限

令和7年3月31日まで

5 納入場所

福岡県警察本部刑事部鑑識課

6 仕様（Parrot 社 Anafi Ai）

（1）調達条件

- ア 各部の構造装置等は堅牢かつ軽量で耐久性に富み、現場等での使用に耐えること。
- イ 仕様取扱に係る安全性及び操作性に優れたものであること。
- ウ 清掃、点検、整備及び調整が全て日本国内で安全に行えるものであること。
- エ 製作に当たり、工業所有権に係る問題が発生した場合は、受注者の責任において解決すること。
- オ 使用取扱上の安全性及び操作性を十分考慮したものであること。
- カ 用いる電波機器は全て電波管理にかかる法規に適合したものであること。
- キ 製品起因による不具合があった場合、製造企業が定める保証期間内において保証対象の条件を満たしている場合に限り、機体（バッテリー、プロペラを除く）を無償で修理又は交換すること。
その他の疑義が生じた場合は、必要により使用者と協議すること。
- ク 通常の使用者が飛行準備を10分以内に完了できるものであること。
- ケ ドローンの製造企業は品質の観点からISO9001（品質）の認証を取得していること。
- コ ドローンの製造企業はセキュリティの観点から、ISO27001（情報セキュリティ）の認証を取得していること。
- サ 機体は、ISO15408に準拠したセキュリティ対策を行っていること。
- シ 納入する機体は、第三者機関によるCCDS（Connected Consumer Device Security）またはこれに準ずる企画、認証を取得していること。

(2) 保証期間

使用者の故意又は過失による故障および破損等を除き、製造企業が定める保証対象条件を満たした場合に限り納入後 10 ヶ月とする。

但し、リコール等による不具合が発生した場合には、速やかに連絡を行い、無償にて部品の交換修理を行うとともに、交換状況等を隨時報告すること。

(3) セキュリティに関する事項

ア 飛行情報の外部漏洩防止に関する事項

ドローンの飛行情報の送信先及び保存先を網羅的に示すとともに、全ての送信先について、通信経路及び送信先における暗号化等の手段により、使用者の許可を得ていない者による当該飛行情報の取得が適切に防止されていること。

なお、飛行情報については、盗難及び紛失によるものを除き、飛行中のみならず、着陸後の飛行情報の取扱いについても同様とする。

イ 飛行ログ、撮影記録情報等の外部漏洩防止に関する事項

飛行ログ、撮影した映像等、本仕様書で調達する無人航空機の運用に係る情報については、盗難及び紛失によるものを除き、使用者の許可なく、外部に送信又は保存されないなど、外部漏えい防止対策を施すこと。（但し外部記録媒体への対策を除く）

ウ 不正な変更の有無の確認、修正等に関する事項

本仕様書で調達する無人航空機に係るソフトウェア及びハードウェアについては、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。以下同じ。）の有無を確認し、不正な変更が存在した場合は、当該不正な変更の修正を行った上で納入すること。

エ 操縦不能や乗っ取り等による業務継続性の逸失防止に関する事項

(ア) ソフトウェアのアップデート等を行う管理権限者が明確であること。

(イ) ドローンに係る強制着陸、進路変更、飛行禁止区域の設定等、使用者の許可を得ていない者による操縦システムを経由した飛行への介入が適切に防止されていること。

(ウ) 操縦電波の暗号化等の手段により、第三者によるハッキング等の飛行への介入を防止するための措置が適切に講じられていること。

オ 脆弱性管理に関する事項

ドローンの製造事業者において、当該ドローン並びにその部品及びソフトウェアのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価を行い、適切な対策が講じられていること。

さらに、当該ドローンのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するためには必要な体制が整備されていること。

カ サプライチェーン・リスク等に関する事項

機器及びソフトウェア等の開発や製造過程及びアフターサービスにおいて、情報の窃取・破壊やシステムの停止等の悪意ある機能の組込みや不正な変更が加えられるサプライチェーン・リスクを低減するための体制を確立していること。

7 仕様 ((Skydio 社 Skydio X10)

(1) 調達条件

- ア 各部の構造装置等は堅牢かつ軽量で耐久性に富み、現場等での使用に耐えること。
- イ 仕様取扱に係る安全性及び操作性に優れたものであること。
- ウ 使用取扱上の安全性及び操作性を十分考慮したものであること。
- エ 用いる電波機器は全て電波管理にかかる法規に適合したものであること。
- オ 製品起因による不具合があった場合、製造企業が定める保証期間内において保証対象の条件を満たしている場合に限り、機体（バッテリー、プロペラを除く）を無償で修理又は交換すること。
その他の疑義が生じた場合は、必要に応じ使用者と協議すること。
- カ 通常の使用者が飛行準備を10分以内に完了できるものであること。
- キ Skydio 社推奨の認定講習を実施すること。

(2) 保証期間

使用者の故意又は過失による故障および破損等を除き、製造企業が定める保証対象条件を満たした場合に限り納入後2週間とする。

但し、リコール等による不具合が発生した場合には、速やかに連絡を行い、無償にて部品の交換修理を行うとともに、交換状況等を隨時報告すること。

(3) セキュリティに関する事項

ア 飛行情報の外部漏洩防止に関する事項

ドローンの飛行情報の送信先及び保存先を網羅的に示すとともに、全ての送信先について、通信経路及び送信先における暗号化等の手段により、使用者の許可を得ていない者による当該飛行情報の取得が適切に防止されていること。

なお、飛行情報については、盗難及び紛失によるものを除き、飛行中のみならず、着陸後の飛行情報の取扱いについても同様とする。

イ 飛行ログ、撮影記録情報等の外部漏洩防止に関する事項

飛行ログ、撮影した映像等、本仕様書で調達する無人航空機の運用に係る情報については、盗難及び紛失によるものを除き、使用者の許可なく、外部に送信又は保存されないなど、外部漏えい防止対策を施すこと。（但し外部記録媒体への対策を除く）

ウ 不正な変更の有無の確認、修正等に関する事項

本仕様書で調達する無人航空機に係るソフトウェア及びハードウェアについては、不正な変更（機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない

又は好ましくない特性を組み込むことをいう。以下同じ。) の有無を確認し、不正な変更が存在した場合は、当該不正な変更の修正を行った上で納入すること。

エ サプライチェーン・リスク等に関する事項

機器及びソフトウェア等の開発や製造過程及びアフターサービスにおいて、情報の窃取・破壊やシステムの停止等の悪意ある機能の組込みや不正な変更が加えられるサプライチェーン・リスクを低減するための体制を確立していること。

8 諸元(仕様)

(1) 無人航空機及び付属品の寸法及び規格等

ア 無人航空機の諸元

(ア) Skydio 社 Skydio X10

(イ) Parrot 社 Anafi Ai

※ 機体の諸元については別紙2参照

イ 付属品

※ 付属品の諸元については別紙3参照

ウ 構成品

機体、取付装置、付属品及び部品等は、全て新品を使用すること。

エ 取付装置

(ア) リモートID機能

リモートID機能を機体に内蔵又は装置を外付けすることが可能であること。

(イ) 映像伝送装置

デジタル映像を地上へ伝送できること。

映像の伝送は2.4GHz帯を利用すること。

(2) 付属装置(無線操縦装置等)

無線を使用する装置については、総務省の技術適合証明を取得した無線機又は、総務省の落成検査に合格した無線機を使用すること。

ア 無線の周波数は2.4GHz帯を利用すること。

機体の異常時に警報音等を発する機能を有すること。

但し、他でこれと同等の機能が取り付けてある場合はこの限りではない。

イ 映像伝送可能な機能を有しており、標準プロトコルの画面若しくはスマートフォン等で映像が表示できること。

ウ 機体との通信はAES暗号化方式を採用していること。

9 その他

(1) 情報の保護

ア 受注者は、使用者が交付または使用を許可した情報に限らず、本件受託業務を履行するにあたり知り得た情報について、本契約の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

イ 受注者は、本件業務で取り扱う全てのデータ（電子データ、印刷情報等）について、データの遺漏、改ざん及び不注意による消去等の未然防止に努め適性なデータ保護・管理を行うこと。

(2) その他

仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じ担当者と協議するものとする。

別紙1（品名・数量の内訳）

- | | |
|---|-----|
| 1 無人航空機 (Skydio 社 Skydio X10) | 1式 |
| ① 無人航空機 機体本体 (カメラを含む) | 1機 |
| ② 送信機 (画面一体型) | 1台 |
| ③ 大容量バッテリー | 3本 |
| ④ 充電器 | 1台 |
| ⑤ デュアルチャージャー | 1台 |
| ⑥ 予備プロペラ | 1組 |
| ⑦ ケーブル類 | 1式 |
| ⑧ 収納ケース (ハード) | 1個 |
| ⑨ Skydio Date Management and Streaming Suite for Utilities
(ソフトウェアライセンス、初年度のみ) | 1式 |
| 2 無人航空機 (Parrot 社 Anafi Ai) | 2式 |
| ① 無人航空機 機体本体 (カメラを含む) | 2機 |
| ② 送信機 (タブレット端末を除く) | 2台 |
| ③ リモート ID | 2個 |
| ④ 大容量バッテリー | 16本 |
| ⑤ 充電器 | 2台 |
| ⑥ 予備プロペラ | 2組 |
| ⑦ ケーブル類 | 2式 |
| ⑧ タブレット端末 (iPad mini 第5世代以降) | 2台 |
| ⑨ 収納ケース (ハード) | 2個 |
| 3 付属品 | 1式 |
| ① ノートパソコン (マウスコンピューター社) | 2台 |
| ② セキュリティソフト (トレンドマイクロ) | 2式 |
| ③ マッピングソフト (PIX4Dmatic) | 1個 |
| ④ マッピングソフト (Pix4Dreact) | 1個 |
| ⑤ microSDカード (SanDisk Extreme 128GB) | 2個 |

別紙2

1 Skydio 社 SkydioX10

(1) 尺法

プロペラ、アーム展開時：79.0cm×65.0cm×14.5cm（プロペラ含む）

プロペラ、アーム収納時：35.1cm×16.5cm×11.9cm

(2) 機体重量

2.11 kg以下（バッテリー等含む）

(3) 回転翼数

4枚

(4) バッテリー

8419mAh以上1本：リチウムイオンバッテリー、インテリジェント機能を有すること。

(5) カメラ性能

機体には可視カメラ、望遠カメラ、赤外線カメラが搭載されていること。

ア 有効画素数

静止画 2,000万画素以上

イ 動画撮影画質

4K/30fpsでの撮影

ウ 記録メディア

microSD Class UHS-3 容量32GB以上

エ ズーム機能

デジタルズーム30倍以上の機能を有すること。

(6) 飛行性能

ア 耐風性

風速10m/秒の環境下でも飛行を継続できること。

イ 最大飛行時間

40分（バッテリー等を含む）

ウ 最大飛行可能速度（無風状態）

50km/時以上

エ 防塵防水性

カメラ搭載状態にてIP53以上の防塵防水性能を有していること。

オ 自律性

（ア）GNSの機能等により自律制御を行うこと。

（イ）無線操縦装置のスロットルを中立としたときに、その位置にとどまること。

（ウ）離陸前に指定した飛行経路に対して自律飛行できること。

（エ）機体と操縦装置の通信が途絶した場合に、その地点において静止する機能又は

離陸地点上空に自動回帰する機能を有すること。

- (オ) G P S 等受信衛星数又は衛星補足状態、バッテリーの電圧及び位置などの機体の状況が地上に伝送され確認できること。
- (カ) 自動で離着陸する機能を有すること。
- (キ) 全方向の衝突回避センサーが備えられていること。

キ その他

- (ア) 機体に飛行及び制御に関するデータを記録するフライトレコーダーを備えること。
- (イ) 夜間飛行が出来る灯火等の機能を備えていること。

2 Parrot 社 Anafi Ai

(1) 寸法

プロペラ、アーム展開時： 32.0cm×44.0cm×11.8cm (プロペラ含む)

プロペラ、アーム収納時： 30.4cm×13.0cm×11.8cm

(2) 機体重量

900 g 以下 (バッテリー等含む)

(3) 回転翼数

4 枚

(4) バッテリー

6800mAh 以上 1 本：リチウムイオンバッテリー、インテリジェント機能を有すること。

(5) カメラ性能

機体には可視カメラが搭載されていること。

ア 有効画素数

静止画 4,000 万画素以上

イ 動画撮影画質

4 K/30fps、1080P/60fps での撮影

ウ 記録メディア

microSD Class10 または UHS-1 最大 microSDXC 又は microSDHC32GB 以上

エ ズーム機能

デジタルズーム 6 倍以上の機能を有すること。

(6) 飛行性能

(1) 耐風性

風速 10m／秒の環境下でも飛行を継続できること。

(2) 最大飛行時間

32 分 (バッテリー等を含む)

- (3) 最大映像伝送距離
4 km以上(2.4GHz 帯使用時)
- (4) 最大飛行可能速度（無風状態）
50 km／時以上
- (5) 防塵防水性
カメラ搭載状態にてIP53以上の防塵防水性能を有していること。
- (6) 自律性
 - ア GNSの機能等により自律制御を行うこと。
 - イ 無線操縦装置のスロットルを中立としたときに、その位置にとどまること。
 - ウ 離陸前に指定した飛行経路に対して自律飛行できること。
 - エ 機体と操縦装置の通信が途絶した場合に、その地点において静止する機能又は離陸地点上空に自動回帰する機能を有すること。
 - オ GPS等受信衛星数又は衛星補足状態、バッテリーの電圧及び位置などの機体の状況が地上に伝送され確認できること。
 - カ 自動で離着陸する機能を有すること。
 - キ 衝突回避センサーが備えられていること。
 - ク 夜間でも自動着陸が出来る機能を備えていること。
- (7) その他
 - ア 機体に飛行及び制御に関するデータを記録する、フライトレコーダーを備えること。
 - イ 夜間飛行が出来る灯火等の機能を備えていること。

別紙3（付属品の諸元等）

1 ノート型パソコン

(1) 諸元

ア OS

Windows11Pro (64bit) 以上

イ 液晶ディスプレイ

15インチ以上

ウ CPU

Core i7 又は同等以上

エ GPU

GeForceRTX4060 以上

エ ストレージ

1TB 以上

オ メモリ

32GB 以上

カ 端子

HDMI 及び USB 端子を有すること。

キ コンピューターウイルス対策

配備時から 5 年間のコンピューターウイルス対策が可能であること。

2 microSD カード

(1) Parrot 社 Anafi Ai 推奨の microSD カード (SanDisk 社 Extreme128GB) であること。

賃貸借物件一覧表

別表 1

機種	品名	メーカー名	数量	備考
Skydio X10	本体セット (VT300-Z)	Skydio	1	本体、送信機、充電器アダプタ、付属バッテリ 3 個、予備プロペラ、microSDカード (256GB) カメラ部固定器具、USB-C充電アダプタ、230W充電アダプタ、充電ケーブル、USB-Cケーブル
	Skydio Data Management and Streaming Suite for Utilities		1	初年度必須（2年目以降は選択制） ソフトウェアライセンス
	Skydio X10 予備プロペラ		1	一式 (4 個)
Anafi Ai	本体セット	Parrot	2	本体、コントローラ（送信機）、付属バッテリ 1 個、充電器、ハードケース、予備プロペラ、接続ケーブル
	タブレット端末	Apple	2	iPad mini 64Gストレージ 第5世代以降のもの
	リモート ID		2	外付け用
	予備バッテリー	Parrot	14	
	予備プロペラ		2	2 機体分
その他	ノート PC	museコンピュータ	2	ノート PC DAI V Z6-I7G60SR-A office無し
	セキュリティソフト	トレンドマイクロ	2	ウイルスバスター 3年パッケージ×2 (5年以上分)
	PIX4Dmatic	イメージワン	1	ライセンス買取り（永久使用）、1デバイス
	PIX4Dreact		1	ライセンス買取り（永久使用）、1デバイス
	micro SD カード	SanDisk	2	Extreme 128GB Anafi Ai用

同等品不可

質問受付実施要領

1 入札説明書等に対する質問受付

質問は、次の方法で行うこと。

(1) 受付期間及び提出先

令和6年12月24日（火曜日）から令和7年1月9日（木曜日）まで

福岡県警察本部総務部会計課 FAX 092-622-6205

メール kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp

(2) 提出方法

質問は、「質問書」（別添）に必要事項を記載して、FAX又はメールで提出すること。

提出する際は、上記1(1)の期間内の平日の午前9時00分から午後5時45分までの時間内に下記の電話番号、担当者あてに電話連絡した上で、送信すること。

電話番号：092-641-4141（内線：2244）

担当：谷口

2 質問に対する回答

質問に対する回答（質問内容を含む。）は、令和7年1月14日（火曜日）までに県警ホームページに掲載する。

3 留意事項

1に定める方法以外での質問は一切受け付けない。

令和 年 月 日

福岡県知事殿

(警察本部会計課出納係)

住 所

法 人 名

代表者氏名

質問書

(無人航空機(ドローン)賃貸借)

番号	質問事項

担当者 担当部署

担当者名

連絡先 電話：() —

FAX：() —

- ※ 1 FAX送信先 福岡県警察本部総務部会計課 092-622-6205
メールアドレス kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp
- 2 事前に出納係(谷口) 092-641-4141(内線2244)に電話連絡の上FAXまたはメールをすること。
- 3 質問事項ごと番号を付すものとし、用紙に収まらない場合は、A4版の別紙を使用すること。

(表)

入札書（見積書）（請書）

￥

履行期限	令和12年3月31日		納入場所	指定場所	
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
無人航空機（ドローン）賃貸借	仕様書のとおり	60か月			
合計					

上記のとおり入札（見積）いたします。

福岡県知事 殿

年 月 日

住 所

氏 名

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
- (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があつたときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であつても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿

収 入  割印 紙	年 月 日
契約者住所	
氏 名	
印	

- 備考
- 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
 - 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
 - 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
 - 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
 - 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金の パーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

入札書(見積書)(請書)

¥

○○○○○

履行期限	令和12年3月31日			納入場所	指定場所	
品名	規格	数量	単価	金額	摘要	
無人航空機(ドローン)賃貸借	仕様書のとおり	60か月	1か月の賃借料 (税抜金額)	60か月の賃借料 (税抜金額)		
合計		3ヵ所同じ金額		○○○○○		

上記のとおり入札(見積)いたします。

実際に入札書を提出する日を記載してください。

福岡県知事 殿

令和 年 月 日

住 所 福岡市博多区○○○丁目○一〇
株式会社○○○○○
氏 名 ○○○○

以下、網掛け部分には何も記載しないでください。

- 1 契約内容 上記のとおり
 2 契約金額 ¥
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税)
 3 私の責任において契約を解除されたと
 10の金額を納入します。
 なお、この場合、別途損害賠償の請求
 4 私の責任において履行期限までに履行
 て遅延日数に応じ1年につき、未納部分
 す。
 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除
 されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、福
 岡県にその損害の賠償を求めません。
 (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭
 和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事
 業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」
 といふ。)があつたとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、
 当該排除措置命令が確定したとき。
 (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があつたとして同法第62条第1項に
 規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第
 45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、
 契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償
 金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後
 も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りで
 はありません。
 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、
 福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

代表取締役 ○○ ○○
又は代表取締役 ○○ ○○
代理人 ○○ ○○(※委任状が必要)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿

令和 年 月 日

契約者住所

氏 名

印

備考	1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金の パーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。
----	--

委任状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者)氏名

(委任事項)

無人航空機(ドローン)賃貸借契約の見積及び入札に関する一切の件

(委任期間)

令和 年 月 日～令和 年 月 日

名簿登載者から入札担当者への委任状（記載例）

委 任 状	提出日を記載 令和 年 月 日
福岡県知事 殿	
(委任者) 住 所 福岡市博多区〇〇一丁目 1-1 会社名 株式会社□□□□ 氏 名 代表取締役 △△ △△	
下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。	
記 代理人(入札担当者)氏名 ●● ●● 同じ	
(委任事項) 無人航空機(ドローン)賃貸借契約の見積及び入札に関する一切の件	
(委任期間) 令和 年 月 日～令和 年 月 日	
提出日～開札日を記載	

- 1 資格者名簿に登録されている代表者（本社で登録されている場合は代表取締役、支店等で登録されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札書と一緒に提出してください。
- 2 委任者の欄には資格者名簿に登録されている代表者名を記名してください。
- 3 代理人（入札担当者）氏名を記名してください。

無人航空機（ドローン）賃貸借契約書（案）

福岡県（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）とは、無人航空機（ドローン）賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 受注者は、発注者に対し、別表1「賃貸借物件一覧表」に掲げる物件（以下「装置」という。）を賃貸し、発注者は、これを賃借する。

（賃貸借期間）

第2条 この契約により賃貸借する期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（設置場所）

第3条 装置の設置場所は、福岡県警察本部鑑識課とする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料の額は、総額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（賃貸借料の支払）

第5条 賃貸借料の支払及び支払金額は、別表2のとおりとする。

2 賃貸借期間に1か月未満の端数を生じた場合、賃貸借料の支払は前項の定めにかかわらず日割計算とし、算出の基礎は次式に基づくものとする。

月額賃貸借料÷当月の暦日数×当月使用可能日数（土・日曜及び祝日を含む。）＝当月の賃貸借料
賃貸借料に円位未満の端数が生じた場合は、円位未満は切り捨てるものとする。

3 受注者は、第1項の対象期間経過後、賃貸料の支払を発注者に請求するものとし、発注者は適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に賃借料を支払わなければならぬ。

（契約保証金）

第6条 この契約に伴う受注者の契約保証金は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第170条各号により減免するほかこれを徴する。

（権利義務の譲渡等）

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る賃貸の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の賃貸借料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、賃貸借料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る賃貸の履行以外に使用してはならず、またその使途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(装置の設置場所の移転)

第8条 発注者は、装置を第3条の設置場所から移転する必要が生じたときは、文書によって受注者に通知するものとする。

(装置の表示)

第9条 受注者は、装置に受注者の所有である旨の表示をする。

(管理義務)

第10条 発注者は、善良な管理者の注意をもって装置を使用し管理しなければならない。

2 発注者は、自己の故意若しくは重大な過失によって装置に修理又は調整の必要が生じたときは、それらの修理費又は調整費を負担する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第11条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により、この契約が解除された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 正当な理由なく、賃貸すべき期日を過ぎても賃貸しないとき。
- (2) 履行期限までに賃貸が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に賃貸が完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
- (2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- (3) 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
- (4) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができ

る。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、賃貸を継続する見込みが明らかにないとき。
- (2) 受注者の賃貸が甚だしく不誠実と認められるとき。
- (3) 受注者がこの契約の賃貸の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 賃貸の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 第7条第1項の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。
- (9) 第7条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該賃貸の履行以外に使用したとき。
- (10) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき

3 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（違約金）

第14条 前二条の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、賃貸借料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は

受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

- 2 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、第1項に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(賠償の予定)

第14条の2 受注者は、第13条第3項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、賃貸借料の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(暴力団排除)

第15条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用し

たとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、賃貸借料の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 第12条、第13条及び前条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第12条、第13条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(損害賠償)

第19条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 発注者及び受注者は、この契約の締結並びに履行に際し知り得た業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(賃貸借物件の回収)

第21条 この契約が終了し、又は解除された場合、受注者は装置を速やかに回収しなければならない。この場合において、回収に係る費用は受注者が負担するものとする。

(遅滞損害金)

第22条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは、受注者は遅延日数に応じ、賃貸借料に契約締結時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率に準じた率を乗じた額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

なお、年の日数は閏年の日を含む期間については、365日で換算する。

2 前項の規定により計算した遅滞損害金の額が100円未満であるときは、遅滞損害金を支払うことを要しないものとする。

（紛争の解決）

第23条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

（補則）

第24条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法（明治29年法律第89号）、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）その他日本国の法律及び福岡県財務規則の定めるところによる。

（協議）

第25条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議をして定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　福岡県

代表者　　福岡県知事　　服部　誠太郎

受注者　　住所（事務所の所在地）

氏名（会社名及び代表）

賃貸借物件一覧表

別表 1

機種	品名	メーカー名	数量	備考
Skydio X10	本体セット (VT300-Z)	Skydio	1	本体、送信機、充電器アダプタ、付属バッテリ 3 個、予備プロペラ、microSDカード (256GB) カメラ部固定器具、USB-C充電アダプタ、230W充電アダプタ、充電ケーブル、USB-Cケーブル
	Skydio Data Management and Streaming Suite for Utilities		1	初年度必須（2年目以降は選択制） ソフトウェアライセンス
	Skydio X10 予備プロペラ		1	一式 (4 個)
Anafi Ai	本体セット	Parrot	2	本体、コントローラ（送信機）、付属バッテリ 1 個、充電器、ハードケース、予備プロペラ、接続ケーブル
	タブレット端末	Apple	2	iPad mini 64Gストレージ 第5世代以降のもの
	リモート ID		2	外付け用
	予備バッテリー	Parrot	14	
	予備プロペラ		2	2 機体分
その他	ノート PC	museコンピュータ	2	ノート PC DAI V Z6-I7G60SR-A office無し
	セキュリティソフト	トレンドマイクロ	2	ウイルスバスター 3年パッケージ×2 (5年以上分)
	PIX4Dmatic	イメージワン	1	ライセンス買取り（永久使用）、1デバイス
	PIX4Dreact		1	ライセンス買取り（永久使用）、1デバイス
	micro SD カード	SanDisk	2	Extreme 128GB Anafi Ai用

同等品不可

(1) 令和7年度における支払金額

対象期間	支払金額	
令和7年4月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和7年5月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和7年6月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和7年7月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和7年8月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和7年9月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和7年10月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和7年11月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和7年12月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和8年1月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和8年2月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和8年3月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
合計	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

(2) 令和8年度における支払金額

対象期間	支払金額	
令和8年4月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和8年5月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和8年6月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和8年7月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和8年8月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和8年9月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和8年10月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和8年11月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和8年12月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和9年1月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和9年2月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和9年3月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
合計	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

(3) 令和9年度における支払金額

対象期間	支払金額	
令和9年4月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和9年5月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和9年6月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和9年7月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和9年8月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和9年9月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和9年10月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和9年11月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和9年12月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和10年1月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和10年2月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和10年3月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
合計	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

(4) 令和10年度における支払金額

対象期間	支払金額	
令和10年4月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和10年5月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和10年6月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和10年7月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和10年8月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和10年9月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和10年10月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和10年11月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和10年12月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和11年1月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和11年2月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和11年3月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
合計	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

(5) 令和11年度における支払金額

対象期間	支払金額	
令和11年4月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和11年5月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和11年6月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和11年7月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和11年8月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和11年9月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和11年10月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和11年11月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和11年12月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和12年1月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和12年2月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
令和12年3月	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
合計	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

誓 約 書 (案)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入れ、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1 無人航空機（ドローン）賃貸借契約書第15条（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。

2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<無人航空機（ドローン）賃貸借契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第15条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、賃貸借料の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
 - 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

【入札書作成時の注意事項】

1 入札書の日付について

入札書に記載する日付は、**入札書提出日**を記載してください。

開札日を記載された場合、無効となりますのでご注意ください。

2 入札金額

○ 入札金額

入札金額は、**消費税抜きの金額**です。

※ 契約金額は、消費税込みの金額となります。

入札及び開札参加心得書

入札及び開札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び係員が説明する諸事項をいうものであること。
- 3 入札に関する事項について、不明の点、疑問の点その他理解できない点があった場合は、入札書の提出前に係員に問い合わせること。
- 4 入札金額の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、金額はアラビア数字にて記載すること。

- 5 入札者（代表者）以外の者（代理人）が入札を行う場合は、委任状を提出すること。
- 6 提出した入札書は、書換え、撤回は一切出来ないため、誤算や違算又は見込み違い等がないように十分注意すること。
- 7 入札書の記載要領については、「入札書作成時の注意事項」及び「入札書記載例」を参考とすること。
- 8 開札の立会い及び再度の入札について、入札者（代表者）以外の者（代理人）が行う場合は、必ず委任状を係員に提出し、その確認を受けること。（ただし、5の代理人と同一の場合は、再度の提出の必要はない。）
- 9 開札中は、静肅に立ち会うこと。
- 10 入札は、第1回目で予定価格を下回る入札がない場合は、直ちにその場で再度の入札を行う。

このとき第2回目の入札に参加する意志のないときは、入札書に「辞退」の旨を記入し係員に提出すること。

- 11 入札にあたり、不正な行為が行われたと認められる事実が判明した場合は、直ちに退場を命ずることがあること。又は、入札を中止することがあること。
- 12 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする（落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。）が、契約の確定は契約書に双方が記名押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続を進めることについて協力すること。
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、入札書は、あらかじめ用意しておくこと。
- 15 入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- 16 その他入札及び開札参加にあたっての心得については、入札説明書を遵守すること。

入札保証金等についての お願い

○ 入札における、入札保証金等の納付方法の選択については、

- 1 入札保証金(現金)又は銀行等が保証する小切手を納付する。
- 2 入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する。
- 3 過去2年以内に履行した同種の契約の2件以上の履行証明を提出する。

(福岡県警察本部発注の契約を履行証明とする場合は、契約書の写しを提出する。)

以上3通りのうちいずれかが必要になります。

入札に先立ちまして、貴社が上記3通りのうちいずれかの方法を選択されるのか
事前に確認をさせていただきたいと思いますので、入札書提出の前日までに、
必ずご連絡下さい。

注、入札保証金等の納付方法の選択にあっては、

別添「入札保証金及び契約保証金について」をよく確認して下さい。

連絡先 福岡県警察本部会計課

出納係 谷口

TEL 092-641-4141(内線 2244)

入札保証金及び契約保証金について

1 **入札保証金**

見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(1) 「入札保証金」、「これに代わる担保」について

- ア 「入札保証金」とは、現金である。
- イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。
- ※ 注意 入札保証金を「小切手」で納付した業者が、落札者となつた場合、呈示期間の関係から取引店（福岡銀行県庁内支店）において現金化することとなる。この場合、小切手を振り出した金融機関が取引店以外の場合は、現金化に手数料を要することがある。この場合の手数料は、納付業者の負担となる。

(2) 入札保証金の金額について

入札保証金の額、小切手の額面金額は、見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の額とする。
※

（例）入札金額が、12,345円（税抜き）の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、入札保証金の額、小切手の額面金額は、679円以上の額となる。
※

○計算式

$$\begin{array}{rcl} 12,345 \text{ 円 (入札金額)} & \times & 1.1 = 13,579 \text{ 円 (見積金額)} \\ \\ 13,579 \text{ 円 (見積金額)} & \times 5 / 100 = & \underline{\underline{678.95 \text{ 円}}} \end{array}$$

(3) 納付について

「入札保証金」又は「小切手」にあっては、入札書と共に持参し納付すること。

なお、納付の際は、必ず、保証金等納付書（様式1）及び保管証書（様式2）を提出すること。

(4) 「入札保証金」、「小切手」の返還について

- ア 落札業者にあっては、契約締結後の返還になります。
ただし、落札業者にあっては、契約保証金に充当することができます。
- イ 落札業者以外の業者にあっては、開札日以降の返還になります。
- ウ 返還請求の際は、保証金等払戻請求書（様式3）及び保管証書を提出すること。
なお、保管証書裏面の領収書欄（様式4）には、住所、会社名、代表者氏名、代表者印及び収入印紙（200円）が必要となります。
落札者以外の業者にあっては、保管証書のみ提出。保管証書裏面の記載は上記のとおり。

2 入札保証金の納付が免除される場合

(1) 入札保証保険契約

県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込みの金額）の100分の5以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。
※

ア 保証金額について

入札保証保険契約の保証金額は、見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の額とする。

（例）入札金額が、12,345円の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、保証金額は、679円以上の額となる。
※

○計算式

$$12,345 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{ 円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{ 円 (見積金額)} \times 5 / 100 = \underline{\underline{678.95 \text{ 円}}}$$

イ 入札保証保険契約における注意事項について

○ 被保険者

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県知事 服部 誠太郎

○ 保険期間

入札の日（入札の日以前の日付でもよい。）から
契約締結の日（契約締結の日以降の日付でもよい。）まで

○ 契約名

○○○○賃貸借

○ 入札場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室

○ 履行又は納入場所

「福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所」とする。

エ 証書の提出について

入札保証保険証書にあっては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証書は、原本提出とし、証書の返還は致しません。

(2) **履行証明書**

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・「同種」とは、賃貸借契約とする。

イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、契約金額が見積金額（税込みの金額）の100分の20より高い金額であるもの。
※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る見積金額（税込みの金額）の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,716円より高い額となる。
※

○計算式

$$12,345 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{ 円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{ 円 (見積金額)} \times 20 / 100 = \underline{\underline{2,715.8}} \text{ 円}$$

ウ 履行証明書の様式について

履行証明書の様式は、別紙1を参考とすること。

エ 履行証明書の記載要領について

履行証明書の記載要領は、別紙2を参考とすること。

オ 履行証明書の提出について

履行証明書にあっては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証明書は、原本提出とし、証明書の返還は致しません。

カ 警察本部発注の契約を履行証明とする場合

契約書の写しを、入札書と共に持参し提出すること。

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一のものとします。例えば、入札者が○○株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

落札業者について

3 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(1) 「契約保証金」、「これに代わる担保」について

- ア 「契約保証金」とは、現金である。
- イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

(2) 金額について

契約保証金の額、小切手の額面金額は、契約金額（税込みの金額）の100分の10以上の額とする。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、契約保証金の額、小切手の額面金額は、1,358円以上の額となる。

○計算式

$$12,345 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{ 円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{ 円 (契約金額)} \times 10 / 100 = \underline{\underline{1,357.9 \text{ 円}}}$$

(3) 「契約保証金」及び「小切手」の返還について

契約期間終了後となる。

4 契約保証金の納付が免除される場合

(1) 履行保証保険契約

県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保証金額とするもの）
を締結し、その証書を提出する場合。※

ア 保証金額について

履行保証保険契約の保証金額は、契約金額（税込みの金額）の100分の10以上の額とする。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、保証金額は、1,358円以上の額となる。※

○計算式

$$12,345 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{ 円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{ 円 (契約金額)} \times 10 / 100 = \underline{\underline{1,357.9 \text{ 円}}}$$

(2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・「同種」とは、賃貸借契約とする。

イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、金額が契約金額（税込みの金額）の100分の20より高い金額であるもの。※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る契約金額（税込みの金額）の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,716円より高い額となる。※

○計算式

$$12,345 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{ 円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{ 円 (契約金額)} \times 20 / 100 = \underline{\underline{2,715.8 \text{ 円}}}$$

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一のものとします。例えば、入札者が○○株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

様式 1

保証金等納付書

No.

福岡県知事（財務担当所長）殿

金額 (額面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、

上記のとおり納付します。（有価証券は、下記内訳のとおり）

年 月 日

住所

氏名

(記名押印又は署名) 記

証券の銘柄	記号番号	額面	枚数	附属利札

入札保証金	保管されたい			年 月 日			保管してよい			年 月 日		
	係員						課財務担当所長	係員				出納員
入札保証金を 保管した				年 月 日			出納員	入札保証金を 払戻されたい			年 月 日	課財務担当所長

摘要

備考 No. 欄は年間通し番号とすること。

様式 2

(表)

												No.
保 管 証 書												
金額 (額面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
ただし.....												
(有価証券は下記内訳のとおり)												
住所.....												
氏名..... 殿.....												
記												
証券の銘柄	記号番号	額面			枚数			附属利札				
上記のとおり保管しました。												
年 月 日												
福岡県												
出納員 _____												
職印 _____												

- 1 この保管証書は大切に保管してください。
- 2 払戻しを受けようとするときは、保証金等払戻請求書に添付して提出してください。

様式4

(裏)

收 印 入 紙	領 取 書
保証金(担保金)として納付した表面保管証書の 金額(現金・有価証券)の払戻しを受けました。	
年 月 日	
住所_____	
氏名 _____ (記名押印又は署名)	

支 払 方 法	支 払 年 月 日	番 号	摘要
口 座 振 替 隔 地 払	年 月 日		

様式3

保証金等払い戻請求書												保管証書 No.
福岡県知事（財務担当所長）殿 課（財務担当所）名（ ）												
金額 (額面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
ただし、 -----												
上記のとおり払い戻してください。（有価証券は下記内訳のとおり）												
年　　月　　日												
住所 -----												
氏名 -----												
(記名押印又は署名) 記												
証券の銘柄	記号番号	額面			枚数		附属利札					
摘要												

契約履行証明書

契 約 年 月 日	契 約 金 額	契 約 品 目	契 約 期 間	契 約 履行(完了) 年 月 日	そ の 他 必 要 事 項
			~		
			~		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契 約 者 住 所

商号及び営業所

代 表 者 名

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者 名

印

※契約金額(見積金額×110/100)
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

契約履行証明書

契 約 年 月 日	契 約 金 額	契 約 品 目	契 約 期 間	契 約 履行(完了) 年 月 日	そ の 他 必 要 事 項
H27.4.1	1,234,567	○○○賃貸借	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.3.31	
			～		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契 約 者 住 所 ○○県○○市○○区○○丁目○○番○○号

商号及び営業所 ○○○株式会社

代 表 者 名 代表取締役 ○○ ○○

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

○○県○○市○○区○○ △丁目△番△号
証 明 者 名 AA市長 ○○ ○○

印

借受人又は借受人から証明の権限を
委任された者の氏名及び押印

※契約金額(見積金額×110/100)
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

契約履行証明書

契 約 年 月 日	契 約 金 額	契 約 品 目	契 約 期 間	契 約 履行(完了) 年 月 日	そ の 他 必 要 事 項
H27.4.1	1,234,567	○○○賃貸借	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.3.31	
H28.4.1	2,345,678	○○○賃貸借	H28.4.1 ～ H28.10.31	H28.10.31	

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契 約 者 住 所 ○○県○○市○○区○○丁目○○番○○号

商号及び営業所 ○○○株式会社

代 表 者 名 代表取締役 ○○ ○○

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

○○県○○市○○区○○ △丁目△番△号
証 明 者 名 BB市長 ○○ ○○

印

借受人又は借受人から証明の権限を
委任された者の氏名及び押印